

十日町市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年1月30日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

監 査 結 果 報 告

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 観光交流課、産業政策課、農林課
- 3 監査対象年度 平成29年度
- 4 監査の実施期間 平成29年10月31日 ～ 平成29年12月26日

5 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。

監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し、関係職員の説明を求めて行った。

6 監査結果

(1) 観光交流課

① 指定事業

「ヒト・モノ・ココロの対流」パワーアップ事業(地方創生推進交付金)

「豪雪体感インバウンド事業(地方創生推進交付金)」

「観光誘客事業」

「大蔵寺高原キャンプ場整備事業(地域拠交・補助施設債)明許分」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「ヒト・モノ・ココロの対流」パワーアップ事業」のグリーンライナー運行事業補助金については、通年大型バスで運行しているが乗車率の低い便も見受け

られるので、運行時期やバスの小型化など費用対効果を考えて運行形態の見直しをするよう要望する。農林課や企画政策課等と連携を取り農業女子や移住定住希望者等への情報提供を行い、より一層の利用促進に努められたい。

実績報告では、補助事業者から提出されている経費の確認が十分されていないので詳細な資料を提出させ、適正な経費で申請されているか確認するよう要望する。また支給している補助金の中に消費税に係わる仕入れ控除税額が含まれている可能性があるので適性に処理願いたい。

フレンドシップ誘客促進事業補助金については、過去の利用実績に基づき利用券配布先の見直しを検討願いたい。また、現状では印刷や配布の都合により5月からの利用開始となっているが、4月中に利用できるよう事務改善を願いたい。

「豪雪体感インバウンド事業」「観光誘客事業」「大巖寺高原キャンプ場整備事業」については、大巖寺高原キャンプ場を(株)スノーピーク公認キャンプ場に認定させ、レベルの高いキャンプ場であることや、雪の付加価値を利用した個性あるキャンプ場として広く情報発信し、多くの利用者が訪れる施設となることを期待する。

(2) 産業政策課

① 指定事業

「企業設置奨励事業」

「地域商社機能構築事業」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「企業設置奨励事業」については、今後も市内企業のさらなる事業展開の援助を行い、それに伴う雇用の拡大に努めていただきたい。

「地域商社機能構築事業」については、支援が真に必要な事業者を明確にするとともに支援事業者の掘り起こしや新商品の開発を進め、さらなる販路拡大を期待する。

(3) 農林課

① 指定事業

「産地パワーアップ事業(国庫補助)(明許繰越分)」

「雪冷熱利用施設導入事業(過疎債)(明許繰越分)」

「畜産振興対策事業」

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(明許繰越分)」

② 監査の結果

事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

③ 意見

「産地パワーアップ事業」「雪冷熱利用施設導入事業」については、低温倉庫の米が保管されていない時期の空きスペースを農作物等の一時保管庫として有効活用できないか方策を検討願いたい。

「畜産振興対策事業」については、実績報告に予防接種を実際に接種したかなど確認できる資料が添付されていないものがあつたので、事業が確実に実施されているか証明できる資料を添付するよう改善を求める。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、今後の施設フル稼働時に、安定した生産体制の確立や臭気対策が十分なされているかなど指導監督を継続していただきたい。